

Title	第一四回衆議院議員選挙と普通選挙問題：政友会の戦術を中心に
Sub Title	The tactics of Seiyūkai in the 14th general election
Author	玉井, 清(Tamai, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.12 (1996. 12) ,p.139- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	堀江湛教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961228-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一四回衆議院議員選挙と普通選挙問題

——政友会の戦術を中心に——

玉井清

序章

第一章 解散に対する批判

第二章 政友会による普通選挙威論の強調

第三章 選挙民の普通選挙威論への共鳴と憲政会の守勢

結語

序章

大正九（一九二〇）年二月二六日、原敬内閣は、第四三帝国議會を解散した。該議會には、野党より普通選挙法案が提案されていたが、政府はかかる法案の衆議院本會議での採決に先立ち、普通選挙の是非を国民に問うことを名目にして衆議院を解散したのである。これに伴い同年五月一〇日、第一四回衆議院議員選挙が実施されることになった。前年の議會において、有権者資格を直接国税三円以上納めるものに引き下げることと、小選挙区制の導入を骨子とする選挙法改正案が成立していたので、この選挙は、選挙法改正後、初の総選挙であった。そして、立憲政友会（以下、

政友会と略）は、定員四六四の議席の内、二七八の過半数を大きく上回る議席を獲得し大勝したのである。野党第一の憲政会は一〇議席、国民党は二九議席と、政友会には大差をつけられる結果となった。

本稿は、このように政友会に大勝をもたらした該総選挙の選挙戦の実際を、以下の視点より検証するものである。まず、かかる解散を契機に、新聞雑誌を中心とした言論界の大勢が政府批判に大きく傾いたことを、その批判の内容を紹介しながら明らかにする。次に、かかる言論界からの批判を受ける中、原及び与党政友会が、選挙の争点になった普選をめぐり野党に対していかなる論戦を挑んだか、さらにそれが選挙民にいかなる影響を及ぼし、野党の選挙戦に臨む姿勢にいかなる変化をもたらしたかを考察し、政友会大勝の一因を明らかにするものである。⁽²⁾

(1) 該議会における選挙法成立過程については、拙稿「原敬内閣下の小選挙区制成立過程」(『法学研究』、第六八巻第一号、平成七年一月)を参照のこと。

(2) この総選挙についての既存研究は、今井清一「原内閣の小選挙区制によせて」(『歴史学研究』、第三二五号、一九六七年)の他に、金原左門『大正期の政党と国民』(瑞書房、昭和四八年)、松尾尊氏『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、一九八九年)の中でも論及されており、本研究でも参考にした。

第一章 解散に対する批判

周知のように、第四二議会の解散は政友会の中でも一部の幹部を除き直前まで知らされておらず、正に「不意打ち」解散であった。⁽¹⁾新聞も、衆議院において内閣不信任案が成立するか、普選案が通過するような場合を別として、少なくとも予算が貴族院において成立するまで解散はないだろうと予測していた。⁽²⁾確かに、原は普選案の衆議院委員会の答弁において、挑戦的で解散もやりかねぬ姿勢を示していたが、それは野党を威嚇するため解散風をふかしてい

るだけ、と観測されていたのである。⁽³⁾ しかも普選案は、委員会において否決され、本会議においても否決されること
が確定であっただけに、政府が解散に打って出るとは予想外のことであり、それは政界内外において正に「意外」
と受け取られ、「寝耳に水」の解散であった。⁽⁴⁾

したがって、この解散は、院外に高揚しつつあった普選運動と連動し、政府対決姿勢をより先鋭化させようとして
いた野党の出鼻を挫く効果があった。解散により野党は「恰も鋭利な刃物で心臓を突き刺され」、「一思ひに死んだと
同じ形」⁽⁵⁾ になった、と評されたことから、解散が彼等に与えた衝撃の大きさを窺うことができよう。憲政会は、解
散を契機に決起し直ちに東京や大阪で大演説会を開き民衆の氣勢を煽るかとも思われたが、まるで「気絶したような
姿」⁽⁶⁾ である、と冷笑される状況であった。さらにこうした打撃は、野党だけでなく、専ら普選の旗を掲げ運動や議論
を事としてきた院外勢力に対しても同様であり、彼等は「殆ど茫然為すべきを知らぬ」⁽⁷⁾ と、評される状況へと追い込
まれることになったのである。

このように衆議院の突然の解散は、野党陣営を勢いづかせたり、院外に起こっている普選運動の火に油をそそぐこ
とにはならなかった。それとは逆に原は、これら普選派陣営の虚を衝く解散を断行することにより、冷水を浴びせ氣勢
をそぐことに成功したのである。

以上のように不意打ち解散に成功した原内閣であったが、解散をめぐる政府の手法については、新聞や雑誌から嚴
しい批判を浴びることになった。この解散により、言論界多数の政府に対する好意は漸く去り、その反政府姿勢を緩
和させるのは貴族院に対するそれを緩和させるより困難であろう、と評されたように、⁽⁸⁾ 原内閣は言論界の大勢を敵に
回すことになったのである。確かに、この評が指摘するように、政権発足時に平民宰相、平民内閣と持ち上げたよう
な原及び原内閣に対する好評は、言論界より殆ど消えてしまうのである。

例えば、解散直後の評論の中では、この解散を原首相の国民に対する挑戦と位置づけ、首相があくまで「憲政を蹂

「蹶し議會を無視」し、「非立憲」を越え、「非道邪惡な振舞」をする以上、これに対する国民にも相当な覚悟と決心が必要である、と煽動的ともいえる政府批判が展開されていた。また、この解散は「権力を乱用して無茶をした」という外なく、「非立憲のクライマックス」を示したものである。原は「乱暴政策の実行者」であり、「政界の悪党」であるが「悪党でも欺し討をするやうなもの最も卑怯なる悪党」である。「卑劣、剛復、冷酷、暴慢、老猾を薩摩汁にしたやうな男で、渾身是れ毒氣と云ふ所がある」と原の人格までも否定する感情的罵詈雑言が投げつけられたのである。

こうした原内閣の解散に対する批判の論拠を整理すると、大略次のようにまとめることができる。まず、政府が衆議院に多数を擁し、しかも解散の契機となった普選案は否決される運命であったため、解散の必然性のなかったことが強調された。つまり、衆議院との関係がかかる状況にあったにもかかわらず、政府が解散に訴えたことは、わが国の憲政史上類例のないことである、とその異例な解散を強行した原の強引さが難じられたのである。

第二に、普選の是非を現行法の下で行われる総選挙において問うことの不当性が批判された。つまり、普選が実施されることは、既に選挙権を持つものの特権が失われることに等しくなる。したがって、選挙の特権を廃することを意味する普選の可否を、その特権階級に問うことは無意味であり、それはあたかも貴族院廃止の可否を貴族院に問うようなもので、妥当ではないと論ぜられたのである。したがって、原が真に普選の是非を国民に問う気ならば、総選挙ではなくレフェレンダム（国民投票）を実施すべきであると説く者もいた。

第三に、原内閣が公けにした解散理由について批判の矢が向けられた。解散と同時に政府がその理由を公式に発表したことは立憲的行為であると評価されたが、その内容は受入れられなかったのである。政府が発表した普選をめぐる解散理由は二つにまとめることができる。第一は選挙法の改正は前年行われたばかりであり、これを一度も実施しないまま再び改正することは朝令暮改も甚しい。議会の権威と信頼を維持するために野党の普選案に反対する、とし

た議會権威擁護論である。第二は普選論の中に社会に脅威を及ぼす不穩な思想が潜在することを問題視する普選脅威論であつた。⁽¹⁶⁾この政府の普選をめぐる解散理由については、憲政会が堅白同異の詭弁であり党略遂行の辞柄に過ぎぬこと、言論界挙つてその曲解を指弾していると評したように、新聞や雑誌々上では一蹴されることになつた。

前者については、政府自ら解散理由を述べた中で普選案が否決される運命であつたことを認めているゆえ、本来政府の危惧する議會の権威失墜が起る可能性はなかつたはずである。したがつて、これを解散理由に挙げることに、自己矛盾があるとされたのである。⁽¹⁸⁾後者の普選論の中に危険思想を見出す姿勢は、時代を無視した毛頭いわれなきもので、其の精神において反動的保守的のみならず、事実においても逆行的であると酷評された。⁽¹⁹⁾確かに、原は解散後の演説の中で、自分は選挙権の拡張自体に反対ではなく、その延長線上に普選があり、さらに国情が許せば女子にまで選挙権が与えられる時も来るくるであろう、と普選反対論でなく普選尚早論を主張している旨を説いていた。しかし、こうした原の主張は一顧だにされず、解散理由に普選脅威論を取り上げ、後述するように普選論者が階級打破という言葉を用いたからとはいへ、それをまるでレーニン扱いする原の了見はただけず、腹の中が見え透いて大人気ない、と批判されたのである。⁽²¹⁾

このように政府が掲げた解散理由は一蹴され、それは解散を断行するための口実に過ぎぬとの評価が下された。以下、解散に至るまでの原の言動を追うことにより、その適否について検証してみたい。

明治憲法上、衆議院の解散権は天皇の大権事項に属していたが、実質的には首相が握っていたといつてよい。しかし、その解散権を行使するためには、相応の理由が必要であつたし、解散が政界の内外に与える波紋を十分考慮しなければならなかつた。とりわけ原が解散を決定する際に考慮しなければならなかつたのは、選挙後の政権の安定と政策の円滑な遂行のためには彼の協力が静観の姿勢が必要不可欠であつた元老山県有朋の意向である。従前より山県は、解散に難色を示し、一月中旬には田中義一を通じて原も確認していた。⁽²²⁾原自ら分析していたよう

に、山県の難色は、小選挙区制下の総選挙で政友会が絶対多数の議席を獲得することへの懸念から生じていた。⁽²³⁾

しかし、議会開会まで一か月を切った一二月の初旬、直接山県と会談した原は、彼の解散に対する反感が相当緩和され、柔軟な姿勢に変化していることを感知する。つまり、山県は原に対して、議会において予算通過後は解散も可とする意向であることを明らかにしていたのである。⁽²⁴⁾ 原は、出来る限り解散は回避したいがやむおえない場合は断行せざるおえないと水を向けると、山県も敢えて反対の意向を示すことはなかったのである。原は、わずか半月間のかかる山県の変心を「意外の話」、「兎に角不思議」とし、その真意を計りかねていたが、少なくともこのことは、議会開会を控えた原の、解散断行を躊躇させてきた心理的圧迫を緩和させることになったといえよう。

右の山県の変心を背景に、原は第四二議会を迎えるに際し、最初から解散を念頭に置いた議会運営を行うことができたのである。それは、野党が政府与党の意に反する政策を強行する意志を示したら、いつでも解散に訴える覚悟を原が示し、その決意を日記に書き留めていたことから明らかであろう。原は、無所属議員長島隆二提出の外交調査委員会設置要求の決議案が、憲政会を始めとする野党の結束により成立したり、あるいは予算及び予算関連法案が否決されたら、⁽²⁵⁾ 解散を行う覚悟であった。前者をめぐる解散の覚悟表明は、野党の同調を牽制するための威嚇の意味が強く、その効果もあり同案は否決され、⁽²⁷⁾ 後者は政府側の多少の譲歩による妥協が計られたため、いずれも解散には至らなかった。⁽²⁸⁾ しかし、これらのことは、原の頭に絶えず「解散」の文字が躍っていたことをうかがわせていた。かかる原の解散断行の意志は、予算が衆議院を通過し、普選案が議会上程された直後に、より具体的行動として明確になった。原は、普選案の委員会での本格審議が始まるに先立ち、総務の筆頭格で政友会の議会運営の責任者であった元田肇に対し、好機があれば解散を行う意向であることを既に伝えていたのである。⁽²⁹⁾

このように解散は既定の路線であったことを考えれば、原内閣が普選の是非を国民に問うとしたことも、これに関連して掲げた解散理由も、解散を行うための口実と見做す事ができた。ここでは政友会が後に解散理由として前面に

押し出すことになる普選脅威論に注目し原の言動を追うことにより、このことを裏づけてみたい。

そもそも原内閣が、普選脅威論を強調する契機になったのは、普選案の本会議上程の二月一四日に、憲政会の島田三郎が行った演説である。憲政会を代表して法案の趣旨説明を行った島田は、次のように論じたのである。すなわち、明治維新の精神は、武士の特権を廃止する階級制度の打破、平等主義にあった。しかし、現在は制限選挙であるため国民を基礎に置く選挙法ではなく、その代表によって構成される国会も民選議院の仮面を装う階級議会になっている。したがって、少数の一部の階級に限定された不公平を普選の実施により打破し、広汎な国民代表の国会へと革めることに、その目的があるとした。⁽³⁰⁾

政府は、この島田演説を捉え、野党が主張する普選論は「階級打破」を指す危険思想であると、解散理由に盛り込むことにしたのである。しかし、島田の演説以後の原の言動を見る限り、これを解散理由に取り上げねばならぬほどの危機感を、彼が抱いていたわけではないことがわかる。

確かに、島田演説以後、解散に至る過程の中で、原は、貴族院代表者との会談や、政府閣僚に解散の決意を明らかにした閣議において、普選脅威論に言及していた。⁽³¹⁾しかし、こうした原の言動は、解散まで一貫して説き続けられていたわけではない。まず、原が、解散の理由としなければならないほど島田の演説から危険思想の脅威を痛感したのであるならば、その旨を日記に記すべきであるが、当日の項にそれを問題視する記述はなかった。また、一八日、原は、政友会の党委員に普選案に関する政府方針を内示したが、その際にも原が普選反対の根拠としたのは、先述した政府の解散理由のうちの議会権威擁護論だけであった。⁽³²⁾さらに、二三日、衆議院の普選委員会において答弁した際も、同日開催された政友会の代議士会の演説も同様であり、⁽³³⁾原は議会権威擁護論は説いたが、普選脅威論へ言及することはなかったのである。⁽³⁵⁾

加えるに、そもそも原は、院外に展開されていた普選運動に対して、将来のことは別としても当面それほどの危機

感を抱いておらず、これを楽観視していた。総選挙後の特別議会において、国民党の関直彦は、原が解散総選挙に際し普選脅威論を掲げたことを批判した中で、自らの体験を振り返りながら、院外の普選デモはポーツマス条約反対運動や第一次護憲運動の際のデモに比すれば何等恐怖することも危険を感じることなかったと説いていたが、原も実際は同様の認識を抱いていたのである。例えば、二月一日の東京で行われた普選デモについて、原は日記の中に、新聞は五万人、十万人と伝えているが、その実数は十分の一の五千人であり、新聞が誇大に吹聴報道しているだけで、運動の盛り上がり欠ける、との状況認識を示していたのである。⁽³⁷⁾

以上のように、議会開会前から解散に至る原の言動を分析することにより、彼が普選の審議以前から既に解散の意向を持ちその好機をうかがっていたこと、さらに、政府の解散理由のうち、政友会が選挙戦で強調することになる普選脅威論が、解散を断行するために後からつけ加えられた藉口の色彩濃厚であったことを明らかにした。吉野作造が政府の解散理由は耳を掩いて鈴を盗むの類と評したように、⁽³⁸⁾ 真の解散理由は別にあったと考えることができる。当時の世評が指摘したように、それは立法院の威信擁護でも危険思想の排斥のためでもなく、順境の中で選挙を行い党勢拡張を図ること、⁽³⁹⁾ 衆議院において絶対多数を獲得することにあつた、⁽⁴⁰⁾ と見做すことができるのである。

- (1) 解散翌日の新聞は「不意打ちの議会解散」との見出しをつけていた（『東京朝日新聞』、大正九年二月二七日）。
- (2) 「政友会と解散問題」、『東京日日新聞』（大正九年二月一七日）。
- (3) 案山子「逆襲された普選派」（『日本及日本人』、大正九年三月一五日、第七七八号）八二頁。
- (4) 「畢竟政府の党略のみ（解散の真因）」（『読売新聞』、大正九年二月二七日）、大山郁夫「奇怪な解散理由」（『日本及日本人』、大正九年三月一五日、第七七八号）一三三頁）。
- (5) 鷺城学人「人物評論・解散を断行せる原首相」（『日本及日本人』、大正九年三月一五日、第七七八号）五六〇九頁）。
- (6) 無名隠士「政界春秋・解散と総選挙」（『太陽』、大正九年四月号、四四頁）。
- (7) 「選挙運動の標識は何」（『日本及日本人』、大正九年四月一日、第七七九号）七頁）。
- (8) 永田秀次郎「総選挙の大勢観測」（『太陽』、大正九年四月号、八三〇四頁）。

- (9) 「教界是非」(『日本及日本人』(大正九年三月一日、第七七八号)八六頁)。
- (10) 注(5)に同じ。
- (11) 美濃部達吉「衆議院の解散」(『太陽』、大正九年四月号、六三〇頁)、植原悦二郎「第四十二議會と立憲政治の前途」(同上、九五〇頁)、黒頭巾「選挙の夢」(『中央公論』、大正九年四月号、五七〇頁)。但し、吉野作造は、議會に与党多数を率いている政府が、解散に訴えることを必ずしも非立憲的行為とはみていなかった(『時論・原首相の訓示を読む』、同上、八三頁)。
- (12) 同右、美濃部「衆議院の解散」、尾崎行雄「議會解散と総選挙」(『太陽』、大正九年四月号、六九頁)。但し、少数ではあるが、大島正徳のように、こうした論は「理あるようだが、無法の論になるとして反対するものはいた(大島「解散と国民心的批判」(『東京日日新聞』、大正九年三月三日))。
- (13) 注(7)に同じ。
- (14) 「選挙運動の白熱時期」(『日本及日本人』(大正九年五月一日、第七八二号)七頁)。
- (15) 「議會解散の理由」、『東京朝日新聞』(大正九年二月二八日)。
- (16) 『政友』、大正九年三月一日、二三九号、二四〇頁。
- (17) 大正九年三月七日に開催された憲政会京都支部大会の宣言(『東京日日新聞』、大正九年三月八日)。
- (18) 注(15)に同じ。
- (19) 「階級打破の要」、『東京日日新聞』(大正九年三月一日)。
- (20) 『政友』、大正九年三月一日、二三九号、二五〇頁。
- (21) 「政界消息」(『日本及日本人』(大正九年四月一日、第七七号、一一九頁))。
- (22) 『原敬日記』、大正八年二月一日の条。
- (23) 同右、大正八年二月一日の条。
- (24) 同右、大正八年二月八日の条。
- (25) 同右、大正九年二月二四、六日の条。因に、第四二議會の開院式当日、政友会は一六四の議席を維持し、衆議院の第一党ではあったが、定数三八一の過半数を制していたわけではない(『議會制度百年史・院内会派編衆議院の部』(大藏省印刷局、平成二年))。
- (26) 同右、大正九年二月六日の条。原内閣は、大正九年度予算に新規計画を含む国防充実のための経費を計上し、その主要財

源を所得税と酒税の増徴に求め、そのための関連法案の改正案を提出した（『議会制度百年史・帝國議会議史・上巻』〈大蔵省印刷局、平成二年〉）。

(27) 同右、大正九年一月二七、九日の条。

(28) 同右、大正九年二月八〜一〇日の条。該案には国防充実計画が含まれていたため、山県や軍部のことを考えれば、これを軽々に扱うことはできず、少なくとも衆議院通過の事実を作る必要があった、と推断される。

(29) 同右、大正九年二月一五日の条。

(30) 『第四十二回帝國議会議事速記録第十三号』。

(31) 原は、普選案の貴族院送付を懸念する貴族院議員を安心させるため、政府はそれを阻止する意向であることを確約したが、その際に阻止する理由として、この問題も追い風を受ければ、将来国家に階級無視の由々しき大事を招く恐れがあることを挙げていた（『原敬日記』、大正九年二月一六日の条）。

(32) 原は、閣議の席上、納税資格撤廃の趣旨が、階級制度打破という現存の社会組織に打撃を試みることにあるのは国家の基礎を危うくする、とも述べていた（『原敬日記』、大正九年二月二〇日の条）。

(33) 『原敬日記』、大正九年二月一八日の条。

(34) 『第四十二回帝國議会議事速記録・衆議院議員選挙法中改正法律案外二件委員会會議録第七回』。

(35) 『政友』、大正九年三月一五日、第三三九号、一九〜二二頁。

(36) 『第四十三回帝國議会議事速記録第四号』。

(37) 『原敬日記』、大正九年二月一一日の条。

(38) 吉野「総選挙に際して予望の希望（一）」（『東京朝日新聞』、大正九年五月四日）。

(39) 「総選挙と政府」、『東京朝日新聞』、大正九年三月二日。

(40) 自らお手盛りした小選挙区制の下で、官権と金力により選挙で絶対多数を制することこそ、政府の解散の主たる目的である、と見做されていた（鷲城学人「人物評論・総選挙と各党領袖（上）」、『日本及日本人』、大正九年四月一五日、第七八一号）（四三頁）。

第二章 政友会による普選脅威論の強調

前章で述べたように、新聞や雑誌を中心とする言論界においては荒唐無稽と一蹴された政府の解散理由であったが、原は解散以後、その中の普選脅威論をあらゆる場を通じ強調し続けた。例えば、解散直後に開催された政友会の前代議士会や、協議員会、近畿地方大会等を通じ党員に対し説くことはもとより、総選挙に向けた政府方針を徹底するため召集された地方長官会議等を通じ官僚に対してもこれを主張していた。⁽⁴⁾さらに原は、全国手形交換所大会のような経済人を前にした演説の中でも、訴えることを忘れていなかったのである。従来この大会の演説者が、総選挙のプロパガンダとも見做される政治上の争点について言及したり、その是非を訴えたりすることはなかったが、⁽⁵⁾原はその慣例を敢えて破ってまで次のように論じていたのである。すなわち、第一次世界大戦の影響はわが国の国民精神にも及び、既に無意識のうちに恐るべき思想に感化されていることには警戒を要すとしつつ、普選もこうした生硬な思想に他ならない。普選論者が、階級政治の存在しないわが国においてその打破を唱えるのは、彼等の考えに社会組織に脅威となる極めて危険な思想が伏在するためである、と普選脅威論を繰り返して訴えていたのである。⁽⁶⁾

また、解散後の原は、思想としての普選論だけでなく、行動としての普選運動自体にも危険な側面があることを新たに指摘し、かかる視点からの脅威論も一貫して説くようになる。例えば、地方長官会議において、原は、議会外での普選運動が騒擾を醸し、議員に迫りあるいは議會を脅し、善良な国民を威嚇しその主張を貫徹させようとしているのは国家を危険の境に導くものである、と極言していた。⁽⁷⁾確かに、原が指摘するように、普選運動の中に民主主義に反するような行為が散見されたことは事実であり、それは普選を支持する陣営の中からも問題として取り上げられていた。例えば、普選に好意的な雑誌々上においても、学生や労働者が隊を組み馬に乗ってデモをやり代議士の私邸を

歴訪して普選の賛否を詰問する位ならまだよいが、多衆に恃んで乱暴狼藉を働き議員の自由行動を束縛するようなことは断じてよくない。とりわけ冷酒を振舞い民衆を煽動し首相の私邸を襲わせるようなことは暴民的行為であり、このため普選運動に対する世間の同情は却って冷却した⁽⁸⁾、との苦言が呈せられた。また、議員に対する詰問や圧力についてより厳しい見方を示すものもいた。すなわち、普選を主張する諸団体の代表者が、普選反対議員の意志に少なからず脅威を与え、灰色議員に大挙して膝詰談判し賛成を強要することは、人格的意志の自由を尊重せざるものである。勢いの強いのは事を成就させる所以ではあるが、他人の人格や独立意志を毀傷し、言論の自由を侵すのは立憲的ではない⁽⁹⁾、と批判していたのである。先述したように原は、現下の普選運動自体に切迫した脅威を感じてはいたわけではなく、必ずしもこれを危険視していたわけではない。それだけに、世間からも問題とされた普選運動のかかる側面を衝き取ってこれを強調したことに、彼の強い政治的意図を看取することができる。

さらに原は、普選脅威論を補強するため先の島田の議会演説の中で言及されていた徴兵制度に対する疑念を取り上げ、これをも問題にした。島田は、国内における階級制度の弊害は経済問題や教育問題に限らず、徴兵制度にも及んでいると説いていた。島田は、高い教育を受けるものは徴兵を免れ、資産乏しく教育足らざるものが多く徴兵されている⁽¹⁰⁾、と徴兵制度の運営に疑念を呈していたのである。原は、この島田の言質を国防の骨格になっている徴兵制度に對するいわれなき疑念である⁽¹¹⁾、と取り上げ批判したのである。

このようにあらゆる機会と側面をとらえ普選脅威論を大仰に説いたのは、原だけではなく政友会の幹部や政府関係も同様であった。例えば、内相の床次竹二郎は地方長官会議の席上において、文相の中橋徳五郎は政友会の北海道支部評議会の演説の中において、各々同旨の演説を行っていた。例えば中橋は、ロシア革命を念頭に置きながら、次のような主張を展開していた。すなわち、普選論者の中には、階級打破を唱え、現行の選挙腐敗に止まらずに議会政治の腐敗までを問題にして叫び、さらにこれを労働問題に関連づけようとするものがあるが、彼等は国家生活の一切を

打破し露国の現状を我が帝国に現出させようとしているのではないかと、聴衆を前にその危機感を煽っていたのである。⁽¹⁵⁾

また前年の大正八年後半は、戦前の日本において労働争議やストライキが最も頻発した時期であるが、中橋演説の中でも指摘されていた労働問題を普選と関連づけ、その危険を強調したのは総務の元田であった。周知のごとく、労働組合の中には、普選実施をスローガンとしてこれに参加するものもあった。かかる世情を背景にした元田は、近畿大会の演説の中で、全国に漲っている同盟罷業（ストライキ）は普選運動に関係があるとの信ずるべき理由がある。仮に普選問題と労働問題とを混同するならば、帝国の危機であり、政府はこれを防ぐため議會を解散した、と説いていたのである。さらに、元田は、今回の野党の普選提案をして、彼等が過激思想に迎合し提案をめぐる混乱に乗じ一仕事しようとするものであるとし、普選の実行は過激思想実現のためである、とまで断じ強い調子の脅威論を展開していたのである。

右のごとく普選脅威論を主唱したのは、原を始めとする党幹部ではなかった。政友会は、解散直後の二月二九日の協議員会において、既にかかる普選脅威論を前面に押し出した文案を作成決定し、即日全国各府県支部宛てに通牒を発していたのである。⁽¹⁶⁾したがって、選挙戦の渦中に各地で開催された同党の地方支部大会等の決議や宣言の中には、より強硬な調子の普選脅威論が盛り込まれることになった。例えば、政友会下野支部総会の宣言は、前段において、露国は国礎崩壊し暴民動もすれば我接壤の地域を危くせんとし其の險悪なる思潮の波及する處、戦慄に堪えざるものあり、とロシア革命による混乱とそれに伴う我が国への過激思想浸潤への脅威を訴えつつ、後段において、かかる国家重大時期に野党が政争をこととし、名を普選に藉り国家組織を根底より破壊し顧みざる態度に出たのは国家のため断じて許容できぬ、と断じていた。⁽¹⁶⁾同様に近畿大会の宣言も、先述した元田の演説に符帳を合わすかのように、欧州過激思想の波動が東亜にも及んでいるのに乗じ、一部軽躁の人士が危驕急激の言動を敢てし或は名を普通選挙に

托して過激の思想を伝播し、或は口を労働問題に藉りて破壊の念を鼓吹しようとしている⁽¹⁷⁾、と危機意識を鼓吹していたのである。

このように普選脅威論を主張し続けた政友会であるが、言論界の大勢はこれを冷笑し、その政府批判の姿勢は、選挙期間中も変わることがなかった。ここでは、その一端を『東京朝日新聞』の社説を追うことにより裏づけてみよう。

まず、四月上旬の社説において同紙は、原内閣は、内政において党利党略の外何等経倫なく大策ないため、思想、労働、生活の問題を悪化させた、とその責任を追及するとともに、外政についてはかかる無能無主義な現政府に今後適切な解決を委すのは忍びない、と三行半を突きつけている。その上で、国民は選挙に際し、現内閣の政治的誠意と手腕に対し冷静で厳正な批判を下す義務がある、と読者に反政府感情を吹き込み野党への投票を暗示させていた⁽¹⁸⁾。また、投票日まで二週間を残すばかりの日の社説は「羊頭狗肉の平民内閣」との辛辣な題を掲げ、次のように酷評していた。すなわち、原内閣は、発足時には平民宰相、平民内閣として国民に多大の好感と期待を抱かせたが、その一年有半の実績をみると、大地主資本家擁護、枢密院貴族院に随従する政治であり、軍閥に左右され、シベリア政策の根本を誤り、深淵に陥りつつある政治であると断じていた⁽¹⁹⁾。さらに、投票日当日の社説でも、今回の選挙で政府党に投票することは、普選に反対するだけでなく、政権発足後、内外政策で失政の続出した政府の実績を是認することを意味する⁽²⁰⁾、と読者に対して明らかに与党政友会への投票をやめるよう訴えていたのである。

こうした言論界の批判の中、政友会は選挙戦を戦ったのである。政友会は、投票日当日の機関紙々上に目立つ形で「投票に行く前に」と題する問答を掲げたが、それは「此一票は何人に与ふべきか」穏健着実な政友会候補者に、排斥すべきは如何なる候補者か「普選論者と階級打破主張者」と訴えていた⁽²¹⁾。このことから明らかなように、言論界の大勢に抗しつつ政友会は、選挙運動期間中一貫して、あらゆる機関と場を捉え普選脅威論を説き続けたのである。

(1) この前代議士会は、解散翌日の二月二十七日に開催された（『政友』、大正九年三月一五日、第三九号、二五～三〇頁）。

- (2) 政友会の幹部各委員が出席した協議員会は、三月一日に開催され、ここでの原総裁の演説要旨は、即日各府県支部に通牒された(『政友』、大正九年四月二〇日、第二四一号、三一頁)。
- (3) 同大会は、四月一六日、大阪で開催された(『中央新聞』、大正九年四月一七日)。
- (4) この地方長官会議は、三月一七日に行われたが(『政友』、大正九年四月一五日、第二四〇号、四〇―二頁)、この原の訓示に従い阿部浩東京府知事は、同二四日に開催された東京府都市区長会議において、次のような内容を含む知事訓示を行っていた。すなわち、国民思想に動搖を来さんとする恐れがある今日、軽佻急激な改革を国民多数が排斥していることを信ず。各位においては、政府の披瀝した精神と至公至平の方針を体し、国民が堅実穩健なる意志に基づき選挙権を行使できるよう努めることが要請されていた(『中央新聞』、大正九年三月二五日)。この例に示されるように、かかる地方官会議における訓示の内容は、知事等を通じ全国に喧伝された。また、原は、兼任していた法相として、同二日に開催された司法官会議の席上でも同旨の演説をしていたのである(同上、大正九年三月二三日)。
- (5) 「東人西人」(『東京朝日新聞』、大正九年四月二二日)。
- (6) 『東京朝日新聞』、大正九年四月二三日。
- (7) 注(4)に同じ。
- (8) 前掲・案山子「逆襲された普選派」。
- (9) 大島正徳「解散と国民心理的批判(四)」(『東京日日新聞』、大正九年三月四日)。さらに普選推進派の代議士今井嘉幸も、普選運動が生じたのは政治に欠陥があるため政府がこれを危険視するのは物事の本質をみていないからと批判しつつも、その一方で、民衆運動の当事者も秩序ある行動を怠ってはならぬこと、お祭り騒ぎ化してはならぬこと、破壊的行動は警めねばならぬことを説き、運動に逸脱した行為があることを婉曲な表現ながらも認めていた(今井「民衆運動の批判と其指導」(『太陽』、大正九年四月号、一〇〇―二頁)。既存の研究では、こうした運動の問題点については、等閑に伏されるか逆に美化する傾向があったが、大正デモクラシーの問題点として、問い直される必要がある。労働運動にみられた同様の問題点については、中村勝範「労働運動の質と量」(『法学研究』、第六二号第一二号、平成元年二月)を参照のこと)。
- (10) 『第四十二回帝國議院衆議院議事速記録第十三号』
- (11) 三月一五日開催の協議員会での演説[注(2)に同じ]。
- (12) 『中央新聞』、大正九年三月一九日。
- (13) 『東京日日新聞』、大正九年三月二一日。

- (14) 『東京日日新聞』、大正九年四月一七日。
- (15) 『政友』、大正九年三月一五日、第二三九号、三〇一頁。
- (16) 同会は三月一四日、宇都宮で開催された（『東京日日新聞』、大正九年三月一五日）。同二〇日の北海道支部大会（『中央新聞』、大正九年三月二日）や同二四日の福島支部大会（『東京朝日新聞』、大正九年三月二五日）の宣言の中にも、同旨の脅威論が盛り込まれていた。因に、新聞記者による福島県の選挙戦記は、政友会が地方利益誘導のための鉄道問題とともに、普選運動を普選一揆と称し批判し、一区の沢木三郎兵衛は「普選一揆を撲滅せよ」との激文を散布していることを伝えている（『東京朝日新聞』、大正九年四月二七日）。
- (17) 『中央新聞』、大正九年四月一七日。前掲・松尾著（一八四頁）にも、政務調査会長三土忠造による普選脅威論が紹介されている。
- (18) 『東京朝日新聞』、大正九年四月六日。
- (19) 『東京朝日新聞』、大正九年四月二五日。
- (20) 『東京朝日新聞』、大正九年五月一〇日。
- (21) 『中央新聞』、大正九年五月一〇日。

第三章 選挙民の普選脅威論への共鳴と憲政会の守勢

原及び政友会が衆議院の解散理由として前面に掲げ、選挙戦中強調し続けた普選脅威論が、論壇において一蹴されていたことは既に指摘したが、そこから一般の選挙民も同様の受け止め方をしたと速断することは誤りであろう。大正デモクラシーの論客吉野作造は、普選脅威論を思想上根拠なき妄論と批判しつつも、その一方において、原が解散理由としてこの点を強調したことについては、皮肉の意を込めながらではあるが妙作として次のように分析していた。吉野は、原が普選運動を一部の世人が毛虫のように恐れ嫌っている危険思想と結びつけたのは、妙を得た政略と見做したのである。つまり、こうした理由づけは、識者にはその浅薄さを見抜かれ笑われるが、風声鶴唳にも戦く輩が多

い有力階級へは効果があり、普選運動の氣勢を挫く有力な手段たりうる、と予測していたのである。⁽¹⁾

総選挙後の特別議会において、国民党の関直彦は、原首相は島田の階級打破の言葉を捉え、普選をあたかも社会を破壊するが如くに唱道し、マルクスが説いた労働者と資本家との階級戦の如くに吹聴した、と批判したが、こうした反発は原のかかる主張が野党陣営に対し少なからぬ打撃を与えたことを物語っていた。当時は、ロシア革命勃発直後であり、言論界においては、大逆事件以来、地下に押し込められていた社会主義思想が再び芽を吹き始め、先述したように労働争議が頻発化する状況にあった。原が強調した普選脅威論が、かかる国内状況において少なからぬ国民の共鳴を呼び、選挙民の投票行動にも影響を与えたことには注目しておく必要があるであろう。

こうした選挙に対する影響については、神奈川二区（横須賀市）より憲政会候補として出馬した普選推進派の小泉又次郎は、次のように回想する。すなわち、普選論者を過激思想の所有者か社会組織に脅威を与える危険分子のようにいう政府の愚劣な悪宣伝に、地方の純朴な選挙民は乗ぜられやすく、彼等は普選論者を国体破壊者のように考える誤った見解を抱くようになった。このため選挙戦で、我々の同志は不利な状況に陥らされた、とする。⁽²⁾ さらにこうした傾向は、都市部より地方農村に行けば行くほど顕著であったと推断される。それは、宮城県下の選挙戦を観察した新聞記者の報告記が、次のように伝えていたことから窺うことができ、原の戦術が肯綮に中るものであったことがわかる。すなわち、仙台は東北文化の中心地だけに普選についての理解もあり、これを危険思想と見做す政府の政略的言説に耳を傾ける者稀な状況であるが、郡部においては普選の意味すら理解しないものがある。あるいは、これを単純に資産を有するものと無資産のものが同一になることと考え、選挙民は、この無資産階級により政治が行われれば、露国の如き始末になると盲目的に信じつつある、とその動向を報じていた。同様に茨城県の政戦記も、選挙の争点である普選は、本県のように自作農が戸数の多数を占める地方では未だ与論の沸騰を見ていない。むしろ、階級打破をボルシェビキの如く社会組織を破壊することとする「政友会一派の詭弁」を首肯するものが多数である、としてい

た。その言葉の使い方から、これを書いた記者が反政友会感情を持っていることは明らかであるが、それにもかかわらず彼は、政友会の訴えが選挙民の共感を得ている事実を苛立ちをつのらせながらも認めざるおえなかったのである。ところで、政府の解散に対する批判の論拠として、普選が既存の選挙民の特権を失わせる意味があることから、これを争点にすることの不当性を挙げるものがいたことは、既に指摘したところである。そして、こうした批判者の中には、さらに論を進め原は、かかる不当性を十分承知の上で、むしろそれが自党に利するとの打算から、普選を選挙の争点に敢えてしたと分析するものもいた。つまり、与党政友会の側からみれば、選挙民が自らの特権を失うことから生じる普選への反感、「偏狭な感情」に乘じ、大勝を制することができる⁽⁶⁾。逆に、野党は普選への支持を明確にすればするほど、選挙民の反感から支持を失うことになり、政府与党の思う壺にはまることになる⁽⁷⁾。このことは、従前より原陣営の狡黠な手法を観察しているものでも思い及ばなかったことである、と感心と皮肉混じりの批判が投げかけられたが、かかる戦術の拠り所となる選挙民の反感は、普選脅威論の核となる階級打破の言葉が加わることで、より一層強められることになった。つまり、普選が階級打破を目指していることを指摘し、その危険を強調する政友会の主張は、国家や社会の破壊というより高次元、抽象的観念の中での脅威だけでなく、選挙民が政治面以外にも日常の中で実感する特権を脅かし、彼等を取り巻く生活の秩序が乱されることを想像させ、普選に対する選挙民の反感を増幅させたのである。

政友会の幹部であり、東京二二区（八王子市）より立候補した村野常右衛門は、農村のかかる意識について次のように指摘していた。彼は、各地方有識者の意見に徴した結果として、選挙民の多くが、普選の実施により一切の階級が打破され地主と小作人が同一の権利を得ることは理解できぬ、と極力反対に廻っていることを談じていた⁽⁹⁾。同様のことは、農村だけでなく都市の商人の世界でも看取できることであった。東京四区（京橋区）より国民党候補として出馬した前出の関直彦は、普選を掲げて選挙を戦ったが、これまで自分を支持してきた有力な支援者より、次のよう

に言われたという。すなわち、ただでさえ番頭や手代が主人の命を聞かざる時節柄、普選の実施により彼等が主人と同権になっては始末におえない。君が普選論者なら支援を御免蒙りたい、と露骨に支持を断るものもいた⁽¹⁰⁾。

以上のように原や政友会が普選脅威論を強調した選挙戦術は功を奏し、大勢において普選の評判は一般に悪かったといえるのである。このことは、選挙運動をする際に野党候補者の多くをして、普選を前面に掲げることを躊躇させ、消極的たらしめたことから明らかであろう。

先の宮城県の選挙戦報告は、憲政会候補が普選支持の立場を鮮明にしようとするならば、政府の普選脅威論を打ち消すために「抑も普通選挙とは」より説かざるおえず手数のかかること夥しく、それゆえ彼等は普選論を高唱することを断念した如し⁽¹¹⁾、と伝えていた。同様に、前出の茨城県の政戦記でも、憲政会が普選問題に対する鋒を納め、論戦の題目を解散の不当性や政府の内外政策の失政批判へと移していることを、報じていたのである⁽¹²⁾。さらに、北海道庁長官笠井信一も新聞紙上の談話の中で、普選は概して一般の受けが悪く、憲政会陣営の応援に東京などから弁士が来るが実は内々有難迷惑に感じている向きがあり、北海道は地主が多いためか、憲政会候補からして余り大きな声では普選は叫ばないようだ、と語っていた⁽¹³⁾。

こうした傾向は地方だけではなかった。例えば、普選支持の立場にあった雑誌は、かかる野党の消極姿勢が東京においてのみられることを問題にしていた。つまり、これまで普選を熱心に高唱していた野党の人々の中には、選挙戦に臨むに際し一切口を閉ざしてその可否に言及せざるものがある。さらに甚だしきは昨日まで堂々と普選の即施を説き論壇の急先鋒であったにもかかわらず、選挙区で支援を求むる段になると自らの主張を普選尚早論に急変するものもある。これは帝都の中央においてもみられることゆえ地方においてはいわんや⁽¹⁴⁾、と憤懣の情を込めた批判を行っていた。また前出の関も、友党の憲政会は普選の一般受けが悪いのを見て、これを高唱する勇氣なく顧みて他をいう状況であったので、自分に対しても演説会で普選を高唱せぬよう忠告する者がいた、という⁽¹⁵⁾。前出の小泉は、この

ように関からその消極性を難じられた憲政会より出馬したが、彼もまた選挙に臨むに際し普選を正面から標榜したものが稀であったことを認めたとで、自分も普選を一枚看板に掲げて選挙区に帰ったものの、長年の支援者から普選の旗印だけでは当選は覚束ないのでそんな冒険をやるより他の政策で戦うことを勧められたといふ。⁽¹⁶⁾

当然のことながら、こうした憲政会を始めとする野党の姿勢は、政友会の衝くところとなった。例えば近畿大会の演説の中で原は、野党は本来普選問題で相争うべきであるにもかかわらず、それをせず却って解散の非立憲性等、論点を他に求めんとしている、と批判したのである。⁽¹⁷⁾ こうした原の攻撃に抗し、憲政会の党首加藤高明は、右大会の直後に開催された同党の関西大会において反論した。ここにおいて加藤は、普選を行使し多数の国民に参政権を与えることは、階級利害の調和のため最も有効な政策である、と主張したのである。⁽¹⁸⁾ この加藤の演説は、憲政会が党として普選を正面から掲げたものとして半面においては評価された。しかし、その半面においては、それが原の批判を受けての反論という受け身の形をとっていたことに加え、その内容も普選の意義を積極的に説くというより、政友会の攻撃に対する弁明的色彩が強かったため、普選推進派を満足させるまでには至らず、⁽¹⁹⁾ 選挙戦における与野党の攻守を逆転させるほどの迫力には欠けていた。

因に、こうした憲政会の争点回避の消極姿勢は、選挙戦の中盤から終盤にかけ選挙が盛り上がりながら原因として批判され、政友会だけでなく普選推進派の新聞からの攻撃をも受けることになるのである。つまり、憲政会は普選を旗印として政府及び政府党の横着なやり方を摘発し政府反対の民論を鼓吹すべきであるのに、同党はそれをせず、普選が階級打破ならざる弁明に急にして、普選そのものの実体に触れようとしていない。口を噤んで知らぬ顔をしているのは余りに不可解で卑怯な振舞いではないか、と難じられることになるのである。⁽²⁰⁾

以上のように、選挙の争点となった普選をめぐり、憲政会を始めとする野党は攻勢をとることができず、彼等に同情を寄せていたマスメディアからも見放される状況であり、むしろ終始攻勢の立場にあったのは政友会であった。こ

ここでは、こうした攻守の構図ができ上がった一因として、原及び政友会が前面に掲げた普通選挙威論が、少なからぬ選挙民の共鳴を得た事実があったことを示した。吉野がいみじくも指摘したように、選挙に際しての原のかかる争点の設定の仕方は、文字通り妙を得た作であったといえよう。

- (1) 吉野「時論・原首相の訓示を読む」(『中央公論』、大正九年四月号、七九〜八〇頁)。
- (2) 『第四十三回帝国議会衆議院議事速記録第四号』。
- (3) 小泉『普通選挙運動秘史』(批評社、昭和三年、七一頁)。
- (4) 『東京朝日新聞』、大正九年四月二八日。
- (5) 『東京朝日新聞』、大正九年四月二五日。
- (6) 『本日の総選挙』(『東京朝日新聞』、大正九年五月一日)、『政戦の跡』(同上、一一日)。
- (7) 前掲「選挙運動の標識は何」。
- (8) 前掲「選挙運動の白熱時期」。
- (9) 『東京日日新聞』、大正九年三月一九日。
- (10) 関『七十七年の回顧』(三省堂、昭和八年、四二〜六頁)。
- (11) 注(4)に同じ。
- (12) 注(5)に同じ。同様の傾向は、群馬県においてもみられることが報告されていた(『東京日日新聞』、大正九年五月六日)。
- (13) 「政戦の北海道(一)」(『東京日日新聞』、大正九年四月二七日)。また、この報告を書いた記者は、地元紙に、政友会陣営の「吾党は光輝ある帝国の秩序を破壊せる憲政会一派の党略なる普通選挙に絶対反対す」との決議が掲載されているのを見て、原の「階級打破」「秩序破壊」の解散理由が如何に正直な地方民の心に喰いつているかがわかる、と伝えていた(「政戦の北海道(二)」、同上、二八日)。例えば、愛媛県においては、政友会だけでなく憲政会の政党支部も普通選挙に冷淡であった(『愛媛県史・近代下』、愛媛県、昭和十三年、一〇九頁)。
- (14) 「雲間寸観」(『日本及日本人』(大正九年五月一日、第七八二号)四四頁)。
- (15) 注(10)に同じ。
- (16) 注(3)に同じ。

(17) 『中央新聞』、大正九年四月一七日。

(18) 同右、大正九年四月二日。

(19) 吉野作造「時論・加藤総裁の演説を読む」（『中央公論』、大正九年五月号、八九〜九〇頁）。「加藤総裁の演説」（『東京朝日新聞』、大正九年二月二日）。

(20) 「選挙界不振」（『東京日日新聞』、大正九年四月三〇日）。

結 語

以上のように原は、第四二議會を不意打ち解散し、選挙の争点を敢えて普選に求め、政友会を大勝に導いたのである。選挙期間中、言論界の大勢が政府批判に傾く中、原と政友会があらゆる機会を捉え普選に関し強調し続けたことは、普選論や普選運動の中に国家や社会の脅威となる危険思想が伏在している、という普選脅威論であった。

この普選脅威論は言論界からは荒唐無稽の論として一蹴されたが、少なからぬ選挙民の共鳴を得て、普選をめぐる戦いにおいて憲政会を守勢に追い込み、政友会大勝の一因となった。政友会大勝の原因としては、なによりも同党が与党であったことに加え小選挙区制の導入を挙げねばならぬが、それとともに原の選挙に際してのかかる争点設定と論戦の仕方の妙をも指摘されねばならぬであろう。そして、この戦術は、都市よりも地方においてをより大きな効果を発揮したのである。確かに、都市部においては、前出の小泉や関が普選を掲げ当選を果たしたことに象徴されるように、かかる戦術が効果を発揮しなかった側面もあった。したがって、都市部において、憲政会は三六の議席を、国民党は一五の議席を獲得し善戦したのである。⁽¹⁾

しかし、既存の研究が指摘しているように前回総選挙に比し、政友会は都市部においてもその得票率を伸ばしている。⁽²⁾ また、政友会が都市部で獲得した四〇の議席は、憲政会と国民党の合計には及ばぬものの、単独では両党を上回

っていたのである。したがって、かかる野党陣営の都市部での善戦を過大評価するのは避けねばならないであろう。そしてなによりも、地方郡部から政友会は二三八の議席を得て、憲政会の七四議席、国民党の一四議席に比し圧倒的
大差をつけた勝利を収めている。⁽³⁾これは、地方においては、政友会の普選脅威論が選挙民の共感を得たこと、あるいは少なくとも無関心派も含め普選が選挙民の支持を得なかったことを象徴的に物語っていた。この結果を受け、反政府の立場に立つ論者は地方選挙民の政治意識の低さを挙げ半ば軽蔑的に批判したが、⁽⁴⁾こうした彼等の苛立ちは、原が選挙民の政治意識を的確の捉え、彼等の投票行動の急所を押し、そこから導き出された的確な戦い方を該総選挙でし
たことを、逆に証明していたのである。

(1) こうした都市部の結果については、新聞雑誌を中心とした反政府報道の影響を指摘しておかねばならないであろう。このことは、憲政会の選挙参謀であった安達謙蔵が、都市部における野党善戦の要因として、新聞の「公平な批判」を挙げたことからも、窺うことができる(『東京朝日新聞』、大正九年五月一二日)。

(2) 前掲・金原著、二七三〜九頁。

(3) 前掲・松尾著、一八七頁。なお、同書(一八五〜六頁)においては、野党の都市部での善戦と政友会の凋落を、強調する指摘を行っている。

(4) 例えば、魯露生「田舎者を笑ふ」(『太陽』、大正九年六月号)は、政友会の勝利を、無知文盲な低劣魯鈍な国家的観念も社会的観念も葉にもしたくない豆腐の糟のような頭の地方民の票を集めた結果、と断じていた。

〔後記〕 本稿は平成八年度慶應義塾学事振興資金による研究の成果である。